

第9 動力消防ポンプ設備

1 設置場所

政令第20条第4項第4号の規定によるほか、動力消防ポンプ（消防ポンプ自動車又は自動車によって牽引されるものを除く。）の設置場所は、次によること。▲

- (1) 設置する水源ごとに当該水源の直近又は容易に接近できる場所とすること。
- (2) 雨水等の影響を受けるおそれのない場所又は同等以上の措置をした場所に設置すること。

2 性能

政令第20条第3項に規定する放水量は、**動力消防ポンプの技術上の規格を定める省令**（昭和61年自治省令第24号）の別表に規定する規格放水性能時における規格放水量（法第21条の16の3第1項の技術上の規格として定められた放水量をいう。以下この項において同じ。）以上であること。（第9-1表参照）

第9-1表 ポンプの級別による放水性能

ポンプの級別	放 水 性 能			
	規 格 放 水 性 能		高 圧 放 水 性 能	
	規格放水圧力 (MPa)	規格放水量 (m ³ /min)	高圧放水圧力 (MPa)	高圧放水量 (m ³ /min)
A-1	0.85	2.80以上	1.40(直列並列切換え型のポンプは1.70)	2.00(直列並列切換え型のポンプは1.40)
A-2	0.85	2.00以上	1.40(直列並列切換え型のポンプは1.70)	1.40(直列並列切換え型のポンプは1.00)
B-1	0.85	1.50以上	1.40	0.90以上
B-2	0.70	1.00以上	1.00	0.60以上
B-3	0.55	0.50以上	0.80	0.25以上
C-1	0.50	0.35以上	0.70	0.18以上
C-2	0.40	0.20以上	0.55	0.10以上
D-1	0.30	0.13以上		
D-2	0.25	0.05以上		

※ 令第20条第1項第1号に掲げる防火対象物又はその部分に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.2 m³/min以上のポンプ（C-2級以上）、同条同項第2号に掲げる建築物に設置するものは、上記表中の規格放水量が0.5 m³/min以上のポンプ（B-3級以上）とすること。

3 水源

水源は、政令第20条第4項第1号及び第3号の規定によるほか、次によること。

- (1) **第2 屋内消火栓設備** 4 ((1)、(5)ア(カ)、(6)及び(7)を除く。)を準用すること。
- (2) 地盤面下に設けるもので、吸管投入孔を設けるもの

ア 吸管投入孔

吸管投入孔の大きさは、直径 0.6m以上の円が内接することができる大きさ以上のものとする。▲

イ 吸管投入孔には、次により鉄蓋等を取り付けること。▲

この場合、設置場所が車両の通行に供される場所にあつては、車両通行に耐える強度のものとする。

(ア) 黄色塗装し、動力消防ポンプ設備である旨及びその有効水量を表示すること。

(イ) 消火栓の鍵を使用して容易に取り外しができること。

ウ 水源

(ア) **第2 屋内消火栓設備 4(1)イ**に規定する空調用蓄熱槽に蓄えられている水を水源の原水とする場合は、次によること。

a 吸管投入孔の取水部分は、空調用蓄熱槽の部分のうち水温の低い部分に設けること。

b 吸管投入孔の付近には、見やすい箇所に次の事項を掲示すること。

(a) 動力消防ポンプ設備の水源である旨

(b) 採水可能水量

(c) 注意事項

(イ) 複数の槽で構成される地下水槽

水槽は、一槽が望ましいものであるが、地中ばり等で区画されている場合は、**第2 屋内消火栓設備 4(5)ケ**の例によること。

(ウ) 水源水量

a 地盤面の高さから 4.5m以内の水源を有効水量とすること。

ただし、地盤面から落差 5 m未満の場合は、水源の下端から 0.5m以内の部分には有効水量に含めないこととする。

b 他の消防用設備等の水源とは、併用しないこと。▲

c 水源は、常時有効水量を貯えることができ、かつ、規格放水量が連続して取水できるものとする。

(エ) 有効水源水量の確保

吸管投入孔の直下には、サクシヨンピット（釜場）を設けること。▲

この場合、サクシヨンピットの大きさは、直径又は一辺の長さが 0.6m以上、深さが 0.5m以上とすること。

(3) 地盤面下に設けるもので、採水口を設けるもの

ア 採水口

(ア) 採水口は、**結合金具の規格省令**に規定するもので、設置する動力消防ポンプ設備の吸管が接続できるものとする。

(イ) 採水口は、地盤面からの高さが 0.5m以上 1 m以下の位置に設けること。▲

- (ウ) 採水口には、その直近の見やすい箇所に動力消防ポンプ設備の採水口である旨及びその有効水量の標識を設けること。▲
- (エ) 採水口は、(一社)日本消防放水器具工業会の自主認定品のものを使用すること。▲
- (オ) 水源水槽には、補給用のマンホール及び通気口を設置すること。▲

イ 配管等

- (ア) 配管等は、省令第12条第1項第6号の規定に準じて設けること。▲
- (イ) 配管等は、原則として埋設しないこと。やむを得ず埋設する場合には、ステンレス鋼鋼管又はWSP-041(消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管)若しくはWSP-044(消火用ポリエチレン外面被覆鋼管)を用い、接続部分は専用継手(異種鋼管にあつては絶縁性のものとする。)により施工すること。▲
なお、埋設部分は、配管及び管継手のみとし、バルブ類及び計器類は埋設しないこと。
また、埋設された配管が、重量物の通過その他外圧の影響を受けて折損その他の事故により、漏水しないよう埋設深さは、配管の上端より30cm以上、車両が通行する部分は60cm(公道に準ずる車両通行部分は120cm)以上とすること。
- (ウ) 開閉弁又は止水弁には、「常時開」又は「常時閉」の表示をすること。▲
- (エ) 採水口に接続する配管は、呼び径100A以上とすること。▲

ウ 水源

水源は、前(2)ウを準用するほか、水源水槽の構造は、貯水槽、減水警報装置、補給水管、補給用のマンホール、通気管その他必要な機器により構成されていること。▲

(4) 地盤面下より高い部分に設けるもの

ア 採水口

- (ア) 採水口は、前(3)アを準用すること。
- (イ) 採水口の直近には、止水弁を設け、当該位置で止水弁の操作が容易にできるものとする。▲

イ 貯水槽

- (ア) 設置場所は、**第2 屋内消火栓設備 3の2(1)**を準用すること。
- (イ) 機器は、**第2 屋内消火栓設備 3の2(2)**を準用すること。

ウ 水源

水源は、**第2 屋内消火栓設備 4**を準用すること。

エ 配管等

配管等は、前(3)イを準用すること。

オ 貯水槽等の耐震措置

貯水槽等の耐震措置は、**第2 屋内消火栓設備 11**を準用すること。

4 器具

- (1) 吸管は、前**3**に定める水源を有効に使用できる長さ及び構造のものを設けること。▲
- (2) 消防用ホースは、設置する動力消防ポンプの放水口に結合できるもので、当該ポンプの規格放水量に基づき、政令第 20 条第 4 項第 2 号の規定によりその有効範囲となる部分に有効に放水できる本数（20mホース 5 本以上）を設けること。●

5 表示

- (1) 動力消防ポンプを収納する部分には、「動力消防ポンプ常置場所」と表示すること。
- (2) 水源の付近には次の表示をすること。
 - ア 「動力消防ポンプ用水源」である旨を見やすい位置に、かつ容易に判別できる文字で表示すること。
 - イ 前**3**(1)アの吸管投入孔を設ける場合は、吸管投入孔の蓋に「吸管投入孔」の表示をすること。